



2023年9月8日

メゾンふじのき台自治会・防災防犯部

災害時要援護者「そなえカード」の登録ご案内

もし、大きな災害が発生したとき、自分だけでは避難することが困難な方々があります。そのような方々は、災害時要援護者と呼ばれ、いざという時には周りの人々の支援が必要になります。都筑区では、災害時要援護者を地域ぐるみで支援する取組として災害時要援護者支援事業「つづきそなえ」を平成20年度から進めており、メゾンふじのき台自治会でも、取り組んでいます。

災害時要援護者「そなえカード」とは、災害時に、要援護者の安否確認、避難誘導などに円滑に対応できるようにメゾンふじのき台自治会があらかじめ把握するためのものです。毎年新規に名簿を作成しますので、昨年提出された方も提出が必要です。

下記に該当する方は登録をご検討ください。

- ◎ひとり暮らしの高齢者
- ◎ひとりでの歩行が困難な方
- ◎放課後小学生だけになる方
- ◎その他、自分だけで避難することが困難な方(外国人の方等)
- ◎高齢者の夫婦のみ
- ◎日中ひとりになる高齢者
- ◎乳幼児がいる、または妊娠中の方
- ◎寝たきりの方
- ◎障がいがある方

該当する方、またそのご家族の方は「そなえカード」(別紙)に記入し、適当な封筒に封入の上、9月21日(木)までに各棟の常任委員のドアポストに投函ください。1階の郵便ポストへは投函しないでください。登録する個人情報は、メゾンふじのき台自治会規約の「要援護者名簿管理規定」(裏面)を遵守し、災害時、災害訓練及び災害時に備えた日頃の関係づくりの目的以外では使用致しません。

9月21日(木)までに各棟の常任委員のドアポストに投函 ※郵便ポストは禁止

1号棟	1-804	大野	10号棟	10-502	竹村		
2号棟	2-301	松本	11号棟	11-303	斎藤		
3・5・6号棟	5-102	佐藤	12号棟	12-401	海蔵寺	12-405	富田
4号棟	4-508	山口	13号棟	13-402	大月		
7号棟	7-308	川口	14号棟	14-202	松本		
8号棟	8-406	島野	15号棟	15-302	中島		
9号棟	9-110	勇内	9-502	田中			

ご不明な点がございましたら、下記、事務局メールアドレスにご連絡ください。

mezon-jichikai@googlegroups.com